

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき保管した所有者不明の工作物の返還(2件)	(漁港漁場課) 1
○建築基準法による指定確認検査機関の指定の更新	(建築指導課) 1
公 告	
○狩猟免許試験の実施	(中山間地域対策課) 1
○農地を利用する権利の設定に関する裁定	(農業担い手支援課) 2
○令和7年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者	(畜産振興課) 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
監査公表	
○定期監査の執行結果(健康政策部業務衛生課ほか)	2

告 示

高知県告示第589号

漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、令和8年2月13日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

令和7年9月30日

大島漁港漁港管理者
高知県知事 濱田 省司

- 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長5.60メートル、船幅1.80メートル)
- 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

- 宿毛市大島 大島南物揚場水域
令和7年8月14日午前9時
- 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
令和7年8月14日午前10時
宿毛市大島 大島南物揚場水域
- 所有者等の行うべき措置
工作物等の所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 漁港管理者の措置
大島漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。
なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。
- 問い合わせ先
四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課(電話番号0880-34-5291)

高知県告示第590号

漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、令和8年2月13日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

令和7年9月30日

佐賀漁港漁港管理者
高知県知事 濱田 省司

- 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
(1) FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長6.70メートル、船幅1.70メートル)
(2) FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長7.60メートル、船幅2.20メートル)
- 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
(1) 幡多郡黒潮町佐賀 2号船揚場
令和7年8月14日午前9時
(2) 幡多郡黒潮町佐賀 3号船揚場
令和7年8月14日午前9時
- 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
(1) 令和7年8月14日午前10時
幡多郡黒潮町佐賀 2号船揚場
(2) 令和7年8月14日午前10時

- 幡多郡黒潮町佐賀 3号船揚場
 - 所有者等の行うべき措置
工作物等の所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
 - 漁港管理者の措置
佐賀漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。
なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。
 - 問い合わせ先
四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課(電話番号0880-34-5291)
- ### 高知県告示第591号
- 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第77条の23第1項の規定により指定確認検査機関の指定の更新をしたので、平成12年9月高知県告示第562号(建築基準法による指定確認検査機関の指定)の全部を次のように改正する。
- 令和7年9月30日

高知県知事 濱田 省司

- 指定確認検査機関の名称
公益社団法人高知県建設技術公社
- 指定確認検査機関の住所
高知市塩田町8番1号
- 指定(法第77条の18第1項に規定する指定をいう。以下同じ。)の区分
建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号)第15条第1号及び第2号に掲げる区分
- 業務区域(法第77条の18第2項に規定する業務区域をいう。)
高知県の全域
- 確認検査(法第77条の18第1項に規定する確認検査をいう。)の業務を行う事務所の所在地
高知市塩田町8番1号
- 更新後の指定の有効期間
令和7年9月22日から5年間

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定により、狩猟免許試験(以下「試験」という。)を次のとおり実施する。

令和7年9月30日

高知県知事 濱田 省司

1 実施の日時、場所等

日時	場所	狩猟免許の種類
令和7年12月13日 午前10時から	四万十市防災センター	わな猟免許
令和7年12月14日 午前10時から	〃	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
令和7年12月21日 午前10時から	田野町ふれあいセンター	わな猟免許
令和8年1月17日 午前10時から	高知県立ふくし交流プラザ	わな猟免許及び網猟免許
令和8年1月18日 午前10時から	〃	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許

2 狩猟免許申請手数料

現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については3,900円、その他の者については5,200円（高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄に貼り付けて納入すること。）

3 狩猟免許申請書の提出場所及び提出期限

高知県総合企画部中山間地域対策課鳥獣対策室又は一般社団法人高知県猟友会に、それぞれの試験を実施する日の12日前までに到着するように提出すること。

4 狩猟免許申請書の配布場所

高知県総合企画部中山間地域対策課鳥獣対策室及び地区猟友会において配布する。

5 その他

受験資格、提出書類その他詳細については、高知県総合企画部中山間地域対策課鳥獣対策室に問い合わせること。

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年9月30日

高知県知事 濱田 省司

1 裁定に係る農地の所有者等に係る情報

登記名義人 濱口 貢一（死亡）

2 裁定に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
南国市岡豊町小竈字土居593番1	田	1,418㎡
南国市岡豊町小竈字土居613番	田	826㎡
南国市岡豊町小竈字土居614番	畑	657㎡

3 利用権の内容

田又は畑として利用

4 利用権の始期及び存続期間

令和7年10月1日から5年間

5 借賃に相当する補償金の額

82,675円

6 補償金の支払の方法

利用権の始期までに高知地方務局香美支局に補償金を供託する。

7 裁定により利用権を取得する農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人高知県農業公社 理事長 岡本 昌幸
高知市丸ノ内一丁目7番52号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する令和7年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者を令和7年9月16日付けで次のとおり決定したので、高知県家畜人工授精等講習会規程（昭和25年11月高知県告示第521号）第9条の規定により公告する。

令和7年9月30日

高知県知事 濱田 省司

受講者番号

1 2 3 4 5

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和7年9月30日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和6年9月18日	香南市香我美町徳王	高知市春野町内ノ

6 高東土第30-4号	子字朝顔2343番1ほか14筆	谷2166番地1 株式会社大谷興産 代表取締役 大谷 倫古
-------------	-----------------	-------------------------------------

監 査 公 表

監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年9月30日

高知県監査委員	土森 正一
同	上治 堂司
同	奥村 陽子
同	五百藏 誠一

<p>定期監査結果報告（令和7年度第2回）</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、定期監査の結果を下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 監査の概要</p> <p>1 監査の種類 地方自治法第199条第1項の規定による監査のうち同条第4項の定期監査</p> <p>2 監査の対象 監査対象機関227機関（出先機関121機関を含む。）のうち本庁106機関（別表1のとおり）</p> <p>3 監査の着眼点（評価項目） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかとした。</p> <p>4 監査の実施内容 令和6年度の業務を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により、監査委員による監査及び事務局職員による監査を実施した。</p> <p>第2 監査の結果</p> <p>前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。</p> <p>実施機関別には是正又は改善を要する事務として、指摘事項及び注意事項としたものは、別表2のとおりであり、事務区分別では、別表3のとおりである。</p> <p>なお、是正又は改善を要する事務のうち指摘事項としたものは、次のとおりである。</p> <p>1 指摘事項</p> <p>(1) 健康政策部薬務衛生課 食品営業台帳管理システム運用保守委託業務において、契約書に添付すべき仕様書を添付していなかった。 これは、契約書の記載事項を定めた高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第36条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。 再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>(2) 子ども・福祉政策部障害福祉課 障害者差別解消法に係る啓発事業の企画・運営委託業務の契約書において、受託者の会社名の記載が漏れていた。 これは、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成</p>	<p>する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印をしなければ、当該契約は、確定しないものとする」と定めた、地方自治法第234条第5項の規定に反する不適切な事務処理である。</p> <p>再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>(3) 林業振興・環境部林業環境政策課 令和6年度高知県立甫喜ヶ峰森林公園展示林整備工事に係る入札において、入札者の納付した入札保証金が、見積もる契約金額の100分の5を下回っており、入札を無効とすべきであったがこれを有効とし、契約を締結していた。 これは、納付すべき入札保証金が不足しているときは、入札を無効とする」と定めた、高知県契約規則第30条において準用する同規則第21条の規定に反する不適切な事務処理である。 再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>(4) 水産振興部漁業管理課 ア 令和6年度高知県高速漁業取締船「小鷹」上架定期検査修繕工事外1件の予定価格調書において、決裁権者による決裁が行われていなかった。 これは、契約担当者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した予定価格調書を作成しなければならぬと定めた、高知県契約規則第30条において準用する同規則第15条の規定に反する不適切な事務処理である。 再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>イ 令和6年度高知県高速漁業取締船「小鷹」上架定期検査修繕工事請負契約変更契約書（第1回）において、所属が保管する当該契約書に契約担当者の押印漏れがあった。 これは、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印をしなければ、当該契約は、確定しないものとする」と定めた、地方自治法第234条第5項の規定に反する不適切な事務処理である。 再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>(5) 水産振興部漁港漁場課 漁港港勢調査委託業務において、契約書に特記仕様書と調査実施要領を添付していなかった。 これは、契約書の記載事項を定めた高知県契約規則第36条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。 再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>(6) 公営企業局電気工水課 永瀬・吉野・杉田発電所流木処理委託業務の予定価格調書において、入札書比較価格のみの記載となっており、予定価格の記載がなかった。 これは、契約担当者は、随意契約によるときは、あらかじめ、予定価格を定めなければならないと定めた、高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）第18条の3の規定に反する不適切な事務処理である。 再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>(7) 教育委員会事務局人権教育・児童生徒課 令和6年度「SNS等を活用した相談事業」委託業務において、企画提案内容を協議により変更したにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。 これは、契約担当者は、随意契約によるときは、あらかじめ、予定価格を定めなければならないと定めた、高知県契約規則第31条の3の規定に反する不適切な事務処理である。 再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>2 意見 今回監査を実施した本庁の106機関のうち51機関において、是正又は改善を要する不適切な事務処理が83件認められた。昨年度と比較すると、機関数は7機関、件数は18件、それぞれ増加している。 また、前年度と比較して件数が減少したのは28機関、増加したのは35機関で、増減がなかったのは9機関、2年連続で適正に事務が行われていたのは33機関となっている。 事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足及び知識不足であり、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。 事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われたい。 特に、今回の指摘事項8件が全て契約事務に関するものであることを踏まえ、契約事務については、基本的な事項を改めて確認し、適正な事務処理を行うよう求める。</p>
--	---	---

別表1 (監査対象機関)

機関名	
知事部局	総合企画部
	政策企画課
	秘書課
	広報広聴課
	デジタル政策課
	中山間地域対策課
	移住促進課
	交通運輸政策課
	総合企画部 7課
	総務部
財政課	
法務文書課	
行政管理課	
人事課	
職員厚生課	
税務課	
市町村振興課	
管財課	
総務部 8課	
危機管理部	
危機管理・防災課	
南海トラフ地震対策課	
消防政策課	
危機管理部 3課	
健康政策部	
保健政策課	
医療政策課	
在宅療養推進課	
国民健康保険課	
健康対策課	
薬務衛生課	
健康政策部 6課	
子ども・福祉政策部	
地域福祉政策課	
長寿社会課	
障害福祉課	

機関名	
知事部局	子ども・福祉政策部
	障害保健支援課
	子育て支援課
	子ども家庭課
	福祉指導課
	人権・男女共同参画課
	子ども・福祉政策部 8課
	文化生活部
	文化振興課
	よさこい高知文化祭課
歴史文化財課	
国際交流課	
県民生活課	
私学・大学支援課	
文化生活部 6課	
産業振興推進部	
産業政策課	
産業イノベーション課	
地産地消・外商課	
統計分析課	
産業振興推進部 4課	
商工労働部	
商工政策課	
産業デジタル化推進課	
工業振興課	
経営支援課	
企業誘致課	
雇用労働政策課	
商工労働部 6課	
観光振興スポーツ部	
観光政策課	
国際観光課	
地域観光課	
スポーツ課	
スポーツツーリズム課	
観光振興スポーツ部 5課	

機関名	
知事部局	農業振興部
	農業政策課
	農業担い手支援課
	協同組合指導課
	環境農業推進課
	農業イノベーション推進課
	農産物マーケティング戦略課
	畜産振興課
	農業基盤課
	農業振興部 8課
林業振興・環境部	
林業環境政策課	
森づくり推進課	
木材増産推進課	
木材産業振興課	
治山林道課	
環境計画推進課	
自然共生課	
環境対策課	
林業振興・環境部 8課	
水産振興部	
水産政策課	
漁業管理課	
水産業振興課	
漁港漁場課	
水産振興部 4課	
土木部	
土木政策課	
技術管理課	
用地対策課	
河川課	
防災砂防課	
道路課	
都市計画課	
公園上下水道課	
住宅課	
建築指導課	

機関名	
知事部局	土木部
	建築課
	港湾振興課
	港湾・海岸課
土木部 13課	
会計管理局	
会計管理課	
総務事務センター	
会計管理局 2課	
公営企業局	
電気工水課	
県立病院課	
公営企業局 2課	
教育委員会	
教育委員会事務局	
教育政策課	
教職員・福利課	
学校安全対策課	
幼保支援課	
小中学校課	
高等学校課	
高等学校振興課	
特別支援教育課	
生涯学習課	
保健体育課	
人権教育・児童生徒課	
教育委員会 11課	
警察本部	
警察本部 1機関	
その他の機関	
議会事務局	
監査委員事務局	
人事委員会事務局	
労働委員会事務局	
その他の機関 4機関	
合計 106機関	

別表2（実施機関別の指摘事項及び注意事項）

機関名	事務区分							参考		
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に 関する事務	財産・物品等管 理事務	土木・建築工事 に関する事務	計	令和6年度	増減
知事部局										
総合企画部		2	2				4	5	Δ1	
政策企画課		1					1	1		
秘書課								1	Δ1	
広報広聴課										
デジタル政策課			2				2		2	
中山間地域対策課								1	Δ1	
移住促進課										
交通運輸政策課		1					1	2	Δ1	
総務部		1	2	2			5	3	2	
財政課										
法務文書課		1	1				2		2	
行政管理課										
人事課			1				1	1		
職員厚生課								1	Δ1	
税務課										
市町村振興課				2			2		2	
管財課								1	Δ1	
危機管理課	1		1	1	3		6		6	
危機管理・防災課			1	1	2		4		4	
南海トラフ地震対策課					1		1		1	
消防政策課	1						1		1	
健康政策部		1	2	3 (1)	2		8 (1)	11	Δ3	
保健政策課		1					1	3	Δ2	
医療政策課								1	Δ1	
在宅療養推進課			1				1	1		
国民健康保険課								3	Δ3	
健康対策課			1	1	1		3	2	1	
業務衛生課				2 (1)	1		3 (1)	1	2	
子ども・福祉政策部			1	3 (1)	1	1	6 (1)	6		
地域福祉政策課			1	1		1	3		3	
長寿社会課					1		1	3	Δ2	
障害福祉課				1 (1)			1 (1)		1	
障害保健支援課										
子育て支援課								1	Δ1	
子ども家庭課								2	Δ2	
福祉指導課				1			1		1	
人権・男女共同参画課										

()：指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分							参考		
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に 関する事務	財産・物品等管 理事務	土木・建築工事 に関する事務	計	令和6年度	増減
知事部局										
文化生活部	1		1	2	1	2	1	8	4	4
文化振興課	1					1	1	3		3
よさこい・高知文化祭課										
歴史文化財課				1		1		2	1	1
国際交流課			1					1		
県民生活課				1				1	2	Δ1
私学・大学支援課					1			1	1	
産業振興推進部			1		1			2	4	Δ2
産業政策課									1	Δ1
産業イノベーション課										
地産地消・外貨課			1		1			2	3	Δ1
統計分析課										
商工労働部			1	1			1	3	2 (1)	1
商工政策課										
産業デジタル化推進課										
工業振興課									2 (1)	Δ2
経営支援課			1					1		1
企業誘致課				1				1		1
雇用労働政策課							1	1		1
観光振興スポーツ部			2					2	4	Δ2
観光政策課									2	Δ2
国際観光課								2		Δ2
地域観光課			1					1		1
スポーツ課			1					1		1
スポーツツーリズム課										
農業振興部	3	2	1	1				7	4	3
農業政策課	2							2	2	
農業担い手支援課			1					1	1	
協同組合指導課										
環境農業推進課										
農業イノベーション推進課				1				1		1
農産物マーケティング戦略課			1		1			2	1	1
畜産振興課		1						1		1
農業基盤課										

（ ）：指図書事項の件数で内数

機関名	事務区分								参考	
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に 関する事務	財産・物品等管 理事務	土木・建築工事 に関する事務	計	令和6年度	増減
知事官庁			1	4 (1)		2	2	9 (1)	6	3
林業振興・環境部				3 (1)		1	1	5 (1)	1	4
林業環境政策課									1	△1
森づくり推進課									1	△1
木材増産推進課									1	△1
木材産業振興課									1	△1
治山林道課			1	1			1	3		3
環境計画推進課									1	△1
自然共生課						1		1	1	
環境対策課										
水産振興部				3 (3)				3 (3)		3
水産政策課										
漁業管理課				2 (2)				2 (2)		2
水産業振興課										
漁港漁場課				1 (1)				1 (1)		1
土木部	1	4	2		1	1	9	4	5	
土木政策課								1	△1	
技術管理課								1	△1	
用地対策課										
河川課				1		1	2		2	
防災砂防課			1	1			2		2	
道路課										
都市計画課										
公園上下水道課	1	1					2	1	1	
住宅課			1				1		1	
建築指導課										
建築課										
港湾振興課			1				1		1	
港湾・海岸課						1	1	1		
会計管理局			1	1			2			2
会計管理課										
総務事務センター			1	1			2		2	
公営企業局				3 (1)		1	4 (1)	1	3	
電気工水課				1 (1)		1	2 (1)	1	1	
県立病院課				2			2		2	

（ ）：指図書事項の件数で内数

機関名	事務区分								参考	
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に 関する事務	財産・物品等管 理事務	土木・建築工事 に関する事務	計	令和6年度	増減
教育委員会				2 (1)			1	3 (1)	5	△2
教育政策課										
教職員・福利課										
学校安全対策課				1			1	2	3	△1
幼保支援課									1	△1
小中学校課										
高等学校課										
高等学校振興課									1	△1
特別支援教育課										
生涯学習課										
保健体育課										
人権教育・児童生徒課				1 (1)				1 (1)		1
警察本部			1					1	1	
その他の機関									2	△2
議会事務局										
監査委員事務局									3	△3
人事委員会事務局								1		1
労働委員会事務局		1								
計	2	9	22	28 (8)	3	11	8	83 (8)	65 (1)	18

別表3 (事務区分別の指摘事項及び注意事項)

事務区分	指摘事項	注意事項	合計		主な事例
	件数	件数	件数	割合(%)	
共通	0	2	2	2.4	・決裁の未実施
収入事務	0	9	9	10.8	・収入調定の遅延 ・収入調定額の誤り ・納期限の設定の誤り 等
支出事務	0	22	22	26.5	・経費支出伺(変更を含む)の作成漏れ ・通勤手当の支給の誤り ・E T Cカードのマイレージポイントの失効 ・食糧費と旅費の調整漏れ 等
契約事務	8	20	28	33.7	・契約書の不備(押印漏れ、仕様書の添付漏れ等) ・予定価格調書の不備(未作成、記載漏れ等) ・個人情報等の取扱いに係る責任者等の報告漏れ ・再委託の承諾漏れ 等
補助金の交付に関する事務	0	3	3	3.6	・検査の遅延 ・事業実績報告書の不備
財産・物品等管理事務	0	11	11	13.3	・郵便切手類等出納簿の記載漏れ、押印漏れ ・E T Cカードマイレージポイント管理表の未作成 ・物品の不用決定の手続漏れ 等
土木・建築工事に関する事務	0	8	8	9.6	・契約の保証期間延長の処理漏れ ・法律に定める通知の未実施 ・工事成績評定表の未作成 等
計	8	75	83	100.0	106機関のうち51機関
参考(令和6年度)	1	64	65	—	

備考 各事務区分の割合は、小数点以下第2位を四捨五入している。